

奈良県告示第四百一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域として平成二十一年六月奈良県告示第八十一号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

令和二年二月七日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
五條市西吉野町黒淵（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課
五條市大塔町阪本（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課
五條市大塔町阪本（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課
五條市大塔町小代（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課
五條市大塔町殿野（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課



五條市大塔町篠原（〇〇二） 土石流 警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所危機管 理課
五條市大塔町篠原（〇〇三） 土石流 警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所危機管 理課
五條市大塔町篠原（〇〇四） 土石流 警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所危機管 理課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。